

令和7年度

# 古殿町社会福祉協議会事業計画

社会福祉法人古殿町社会福祉協議会

# 令和7年度古殿町社会福祉協議会事業計画

## I 基本方針

### ～ みんなでささえあう 笑顔のまち ～

(古殿町地域福祉活動計画 基本理念)

人口減少、少子高齢化を背景として、高齢者世帯の増加、家族機能の低下、地域で支え合う力の脆弱化、老々介護の問題、高齢者の移動や買い物等の支援など様々な福祉・生活課題が顕在化しており、社会福祉制度の見直しを含む持続可能な社会保障制度の再構築が求められています。

また、コロナ禍の影響や物価高騰等、社会経済情勢が急速に厳しさを増す中、生活困窮者層や孤独・孤立問題への対応等、福祉ニーズはますます複雑・深刻化しています。

このような拡大する生活・福祉ニーズに対応していくために、自助、互助・共助という小字等の小さな地域での見守り、交流活動などによる地域での支え合いが今まで以上に重要となります。また、地域での困り事などがある場合の関係機関等の連携による速やかな支援の実施等により、誰もが安心して、自分らしく暮らしていくことのできる「地域共生社会」の実現に向けた、より良い方策を見出していくことが必要となっています。

古殿町社会福祉協議会においては、令和7年度に障害者相談支援事業所を開設し、障害者及び障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、支援を充実するとともに、第2期地域福祉活動計画に基づき、住民・地域をはじめ、関係機関との連携・協力のもと、社会福祉協議会の基本理念である「みんなでささえあう笑顔のまち」をスローガンに、住民の身近な組織として地域福祉の推進に関わる実践的な活動・行動を積極的に推進し、人間性豊かで思いやりのある明るい地域社会実現のための力となれるよう努めてまいります。

### ●令和7年度古殿町社会福祉協議会重点テーマ

- 1) 地域福祉の推進（特に古殿町障害者相談支援事業所の開設）
- 2) 介護予防と関係団体等との連携強化（特に認知症予防対策）
- 3) 日常生活圏域における個別的ケアの推進（特にボランティア活動の活性化）
- 4) 介護サービス事業の推進（特に要介護状態になる前からの介護サービスの提供）
- 5) 法人経営の強化（特に介護事業所「コスモス荘」の黒字化を目指す）

## II 重点テーマの概要

### 1 地域福祉の推進

～ 住み慣れた地域でいつまでも暮らせる環境づくりの推進 ～

- ・地域福祉活動の推進（住民グループによる地域活動支援）
- ・障がい者に対する計画相談支援及び障がい児相談支援の実施
- ・共同募金配分金の効率的な運用
- ・福祉バスの充実
- ・ボランティア協力者の拡充とボランティア活動の支援
- ・ふれあい総合相談所の定期的な開設

### 2 介護予防と関係団体等との連携強化

～ 住民の健康保持と安心生活のための中核として ～

- ・包括的支援事業の推進
- ・地域における介護予防の取り組みへの支援
- ・認知症支援体制の構築
- ・オレンジカフェの開催

### 3 日常生活圏域における個別的ケアの推進

～ ずっと住みたいと思うまちづくりを目指して ～

- ・日常生活圏域の中で生活を支える仕組みづくり
- ・自助・共助（互助）への支援体制づくり
- ・有償ボランティアによる地域支え合いづくりの推進

### 4 介護サービス事業の推進

～ 安心と安全・信頼の介護サービス事業の推進 ～

- ・訪問介護総合事業及び訪問介護事業
- ・障がい福祉サービス事業における居宅介護及び重度訪問介護事業
- ・介護予防通所介護事業及び通所介護事業
- ・居宅介護支援事業

### 5 法人経営の強化

～ 経営強化に向けた組織の基盤づくり ～

- ・組織運営の効率化と組織体制・活動基盤の強化
- ・社会福祉法人会計等法制に基づく適正な運営
- ・各般にわたる広報活動と情報の公開
- ・福祉関係団体との連携
- ・事業基金、国・県等の補助金活用
- ・福祉人材の育成支援

### Ⅲ 重点テーマの事業詳細

#### 1 地域福祉の推進

～ 住み慣れた地域でいつまでも暮らせる環境づくりの推進 ～

- ・ 地域福祉活動の推進
- ・ 障がい者に対する計画相談支援及び障がい児相談支援の実施
- ・ 共同募金配分金の効率的な運用
- ・ 福祉バスの充実
- ・ ボランティア協力者の拡充とボランティア活動の支援
- ・ ふれあい総合相談所の定期的な開設

重点事項	目的・事業概要	具体的な事業
地域福祉活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高齢者、障がい者、生活困窮者等に対し福祉・生活に関する相談と支援を行う。</li> <li>・ アウトリーチを推進し、地域住民の様々な生活課題の対応のための各種支援を行う。</li> <li>・ 住民グループが主体となる地域活動に対する支援を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ アウトリーチによる情報の提供及び収集並びに支援</li> <li>・ 相談支援事業（月～土曜日対応）</li> <li>・ 日常生活自立支援事業</li> <li>・ 福祉機器・車両等の貸出し</li> <li>・ 低所得者援助資金等貸付</li> <li>・ 在宅介護者支援事業</li> <li>・ ひとり暮らし高齢者自立支援事業</li> <li>・ 小地域福祉活動推進事業</li> </ul>
障がい者に対する計画相談支援及び障がい児相談支援の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法に規定する計画相談支援・障害児相談支援を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 利用者に対する適切な相談支援の提供</li> </ul>
共同募金配分金の効率的な運用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域の一人ひとりが助け合い住みよい社会とするために、共同募金運動・歳末たすけあい運動の普及と推進を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 赤い羽根共同募金</li> <li>・ 法人等募金</li> <li>・ 歳末たすけあい運動</li> <li>・ 義援金の募金活動</li> </ul>
福祉バスの充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高齢者等の交通弱者に対し、福祉バスの定期的運行により社会活動を支援する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 町内7コース（1日2コース）を定期運行</li> <li>・ 月～金曜日運行（祝祭日を除く）</li> </ul>

<p>ボランティア協力者の拡充とボランティア活動の支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ボランティア講座の開催による協力者の拡充を図る。</li> <li>・ボランティアニーズの把握とコーディネート機能の充実を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一人暮らし高齢者への傾聴</li> <li>・配食サービス事業（毎週木曜日）</li> <li>・有償ボランティア事業</li> <li>・ボランティア団体の情報交換</li> <li>・災害時ボランティアセンターの設置・運営・機材等の整備</li> </ul>
<p>ふれあい総合相談所の定期的な開設</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町民の日常生活上のあらゆる相談に応じ、適切な助言援助を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・偶数月の第1火曜日、年6回開催（会場：コスモス荘）</li> <li>* 心配ごと相談員、人権擁護委員、行政相談員、弁護士が対応</li> </ul>

## 2 介護予防と関係団体等との連携強化

～ 住民の健康保持と安心生活のための中核として ～

- ・ 包括的支援事業の推進
- ・ 地域における介護予防の取り組みへの支援
- ・ 認知症支援体制の構築
- ・ オレンジカフェの開催

重点事項	目的・事業概要	具体的な事業
包括的支援事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 住民の心身の健康保持と生活の安定のために必要な援助支援を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 総合相談事業（月～土曜日対応）</li> <li>・ 権利擁護事業（成年後見制度の活用促進、高齢者虐待の対応など）</li> <li>・ 包括的・継続的ケアマネジメント事業（医療機関等との連携体制の構築など）</li> <li>・ 地域ケア会議の開催</li> </ul>
地域における介護予防の取り組みへの支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 介護予防サービスの適切な利用の促進を図るための連絡と調整等を行う。</li> <li>・ 地域における介護予防活動への支援を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント事業</li> <li>・ 一般介護予防事業</li> <li>・ 生活支援体制整備事業</li> <li>＊生活支援コーディネーター</li> </ul>
認知症支援体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 認知症になっても住み慣れた地域で生活できるよう必要な支援を関係機関との連携と協働により行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 認知症ケア推進事業</li> <li>＊認知症地域支援推進員</li> <li>＊認知症初期集中支援員チーム</li> <li>＊認知症サポーター養成講座開催など</li> </ul>
オレンジカフェの開催	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 認知症の方やその家族、地域住民が集まり、交流や情報交換、専門職による情報提供を行う。</li> <li>・ 物忘れや認知症についての相談業務等を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 毎月25日開催（日曜日の場合は、26日）</li> </ul>

### 3 日常生活圏域における個別的ケアの推進

～ ずっと住みたいと思うまちづくりを目指して ～

- ・日常生活圏域の中で生活を支える仕組みづくり
- ・自助・共助（互助）への支援体制づくり
- ・有償ボランティアによる地域支え合いづくりの推進

重点事項	目的・事業概要	具体的な事業
日常生活圏域の中で生活を支える仕組みづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域コミュニティの醸成を図り、協働のまちづくりを推進する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉コミュニティづくり</li> <li>・地域サロン活動への支援</li> <li>・保健師、作業療法士等が地域に向き健康指導</li> <li>・生活支援コーディネーター活動</li> </ul>
自助・共助（互助）への支援体制づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもからお年寄りまで、隣近所で温かく見守ろうとする地域の支えあいへの意識付けを推進する。</li> <li>・誰もが安心して生活できる地域での居場所づくりを推進する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ゴミ出し</li> <li>・送迎等の助け合い</li> <li>・見守り支援</li> <li>・声掛け支援</li> <li>・ファミリーサポートセンターの運営</li> </ul>
有償ボランティアによる地域支え合いづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・暮らしの中のちょっとした困りごとを地域でお手伝いする有償ボランティア活動を推進する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ゴミ出し</li> <li>・住居等の掃除、整理整頓</li> <li>・電球の交換</li> <li>・買い物支援</li> <li>・灯油補充</li> <li>・雪かき など</li> </ul> <p>*サービス時間10分：100円 (チケット制)</p>

## 4 介護サービス事業の推進

～ 安心と安全・信頼の介護サービス事業の推進 ～

- ・ 訪問介護総合事業及び訪問介護事業
- ・ 障がい福祉サービス事業における居宅介護及び重度訪問介護事業
- ・ 介護予防通所介護事業及び通所介護事業
- ・ 居宅介護支援事業

重点事項	目的・事業概要	具体的な事業
訪問介護総合事業及び訪問介護事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 介護保険制度に基づく訪問介護事業を適正に実施する。</li> <li>・ 年末年始を除き全日営業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ケアプランに基づき入浴、排せつ、食事の介護、その他生活全般にわたる援助を行う。</li> <li>・ 複数の機能を併せ持つ介護事業所の長所を生かし、各専門職が連携して適切なケアを実践する。</li> </ul>
障がい福祉サービス事業における居宅介護及び重度訪問介護事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者総合支援法に基づく居宅介護、重度訪問介護を適正に実施する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 介護給付の支給決定を受けた方を対象として、ケアプランに基づき身体介護、生活援助及び家事援助を行う。</li> </ul>
介護予防通所介護事業及び通所介護事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 介護保険制度に基づくデイサービス事業を適正に実施する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ケアプランに基づき入浴、排せつ、食事の介護、その他生活全般にわたる援助並びに機能訓練を行う。</li> <li>・ 1日当たりの平均利用者は、26人以上を目標とする。</li> </ul>
居宅介護支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 介護保険制度に基づく居宅介護支援事業を法令及び契約に基づき適正に実施する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 常に利用者の立場に立って公正公平なケアプランを作成する。</li> <li>・ 関係市町村及びサービス提供事業者との綿密な連携を図る。</li> </ul>



## 5 法人経営の強化

～ 経営強化に向けた組織の基盤づくり ～

- ・ 組織運営の効率化と組織体制・活動基盤の強化
- ・ 社会福祉法人会計等法制に基づく適正な運営
- ・ 各般にわたる広報活動と情報の公開
- ・ 福祉関係団体との連携
- ・ 事業基金、国・県等の補助金活用
- ・ 福祉人材の育成支援

重点事項	目的・事業概要	具体的な事業
組織運営の効率化と組織体制・活動基盤の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 開かれた法人運営と、組織・事業・財務の効率的な経営を行う。</li> <li>・ 人材の育成と組織力の向上を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 理事会及び評議員会の開催</li> <li>・ 監事会の開催</li> <li>・ 社協会員の加入促進</li> <li>・ 法人経営、事業運営の強化</li> <li>・ 職員研修、能力開発の充実</li> </ul>
社会福祉法人会計等法制に基づく適正な運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社会福祉法人として、統一基準に基づいて適正な運営を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 効率的な運営と会計管理の適正化を推進する。</li> </ul>
各般にわたる広報活動と情報の公開	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ わかりやすいタイムリーな情報発信と情報公開制度の適切な運用を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社協だより「コスモス」の発行（年3回）</li> <li>・ ホームページ・SNS等による情報発信及び情報公開</li> <li>* ホームページ <a href="http://www.furushakyo.jp">http://www.furushakyo.jp</a></li> </ul>
福祉関係団体との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域の関係団体と連携し地域福祉のネットワークを構築する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 近隣の福祉法人やボランティア連絡協議会等との連携強化</li> <li>・ 多職種連携会議の開催</li> </ul>
事業基金、国・県等の補助金活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業基金、国・県補助金等の活用による事業を推進する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 車両整備や地域福祉活動等への活用</li> </ul>
福祉人材の育成支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 介護技術研修会の開催や福祉資格取得への支援を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 研修への参加</li> <li>・ 職務に関する資格取得に係る受験料等を助成する。</li> </ul>